

◎特別用途地区内の建築物の用途制限の概要

特別用途地区内の建築物の用途制限		大規模集客施設制限地区	第1種特別工業地区	第2種特別工業地区	第3種特別工業地区	第4種特別工業地区	備考
<div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="width: 20px; height: 10px; border: 1px solid black; background-color: white;"></div> 建てられる用途 <div style="width: 20px; height: 10px; border: 1px solid black; background-color: gray;"></div> 建てられない用途 ▲ 階数の制限あり </div>							
住宅	住宅	○	■	○	○	○	
	兼用住宅(住宅部分の面積が、建築物の延べ面積の2分の1以下かつ120㎡以下のものを除く。)	○	■	○	○	○	
	共同住宅、寄宿舎、下宿(当該特別工業地区内に設置する事業所の従事者のための寄宿舎を除く。)	○	■	○	○	○	
商業施設等	店舗、飲食店、展示場の床面積が10,000㎡を超えるもの	■	■	■	■	■	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場の客席の床面積が10,000㎡を超えるもの	■	■	■	■	■	
	カラオケボックス等	▲	▲	▲	■	■	▲ 10,000㎡以下
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等	▲	▲	▲	■	■	▲ 10,000㎡以下
	ホテル、旅館	○	○	○	○	○	
	ポーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッチング練習場	○	○	○	■	■	
	キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール等	○	○	■	■	■	
	自動車教習所	○	○	○	○	■	
工業施設等	原動機を使用する魚肉の練製品の製造	○	○	■	■	■	
	玩具煙火の製造	○	○	■	■	■	
	セルロイドの加熱加工又は機械のこぎりを使用する加工	○	○	■	■	■	
	絵具又は水性塗料の製造	○	○	■	■	■	
	亜硫酸ガスを用いる物品の漂白	○	○	■	■	■	
	骨炭その他動物質炭の製造	○	○	■	■	■	
	せっけんの製造	○	○	■	■	■	
	魚粉、フェザーミール、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする飼料の製造	○	○	■	■	■	
	手すき紙の製造	○	○	■	■	■	
	羽又は毛の洗浄、染色又は漂白	○	○	■	■	■	
	骨、角、きば、ひずめ若しくは貝殻の引割若しくは乾燥研磨又は3台以上の研磨機による金属の乾燥研磨で原動機を使用するもの	○	○	○	○	○	
	鉱物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉碎で原動機を使用するもの	○	○	○	○	○	
	レディミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が2.5kwを超える原動機を使用するもの	○	○	○	○	○	
	墨、懐炉灰又は練炭の製造	○	○	■	■	■	
	かわら、れんが、土器、陶磁器、人造と石、るつぼ又はほうろう鉄器の製造	○	○	■	■	■	
ガラスの製造又は砂吹	○	○	■	■	■		
畜舎	○	○	○	○	○		
危険物の貯蔵庫・処理建築物	○	○	○	○	○		

※ 本表は、特別用途地区における用途制限の概要を示すものであり、すべての制限について掲載したものではありません。